をここに公布する。 携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

## 広島県規則第四十六号

則の一部を改正する規則 づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基

本則に次の一条を加える。

くとうでは、デリー・スペース、)、という、コニト・・・

(構造改革特別区域に係る食事の提供に関する特例)

第四条 要件は、 省令の特例に関する措置を定める省令 号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。 条例附則第五条第一項の市町が満たしていることを認めるものとして規則で定める 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る (平成十五年厚生労働省令第百三十二号) 第一条各

する。 号中「幼保連携型認定こども園内における調理」とあるのは が満たすものとして規則で定める要件について準用する。この場合におい 第二条の規定は、 条例附則第五条第一項の規定の適用を受ける幼保連携型認定こども園 「調理」と読み替えるものと て、

附則

この規則は、公布の日から施行する。